

住宅用火災警報器等の設置について

札幌市消防局

消防法の規定に基づき、住宅用火災警報器等を設置しなければなりません。

1 設置場所

(1) 就寢室（煙感知式）

普段、寢室として使用している部屋に設置が必要です。

(2) 台所（煙または熱感知式）

料理などにより煙や水蒸気が生じることを考慮して、熱感知式とすることができます。

(3) 階段（煙感知式）

就寢室が2階以上にある場合は、2階以上の就寢室のある階に設置が必要です。

就寢室が3階にのみあり2階にはない場合は、3階と1階に設置が必要です。

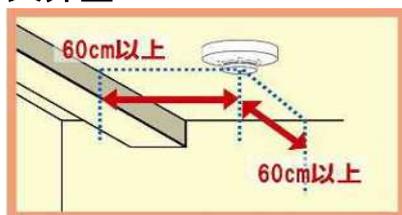
(4) その他（煙感知式）

就寢室がない階で、7㎡（概ね4畳半）以上の部屋が5つ以上ある階は、廊下に設置が必要です。

2 取付方法

天井や壁に取り付けることができますが、次のような基準があります。

天井型



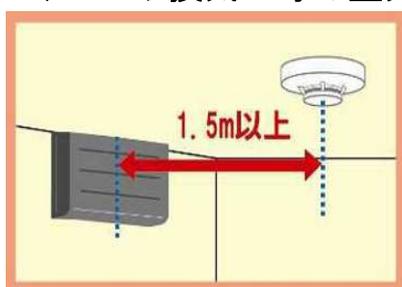
火災警報器の中心を壁（又ははり）から60cm以上離して取り付けます。
熱感知式は、40cm以上離して取り付けます。

壁掛型



火災警報器の中心を天井から15cm以上50cm以内に付けます。

エアコンや換気口等の空気吹出し口がある場合



吹き出し口から、1.5m以上離して取り付けます。

※ご相談は、お近くの消防署へご連絡ください。

お問い合わせ先

中央消防署予防課	TEL011-215-2120	豊平消防署予防課	TEL011-852-2100
北消防署予防課	TEL011-737-2100	清田消防署予防課	TEL011-883-2100
東消防署予防課	TEL011-781-2100	南消防署予防課	TEL011-581-2100
白石消防署予防課	TEL011-861-2100	西消防署予防課	TEL011-667-2100
厚別消防署予防課	TEL011-892-2100	手稲消防署予防課	TEL011-681-2100